

## 第19回接続政策委員会 議事概要

日時 平成24年6月29日(金) 15:00~16:45  
場所 共用10階会議室  
参加者 接続政策委員会 東海主査、酒井主査代理、相田委員、佐藤委員、  
関口委員、藤原委員、森川委員、山下委員、  
和久井委員

事務局

(総務省)

古市事業政策課長、二宮料金サービス課長、  
大村料金サービス課企画官、  
安東料金サービス課課長補佐、  
山野料金サービス課課長補佐

### 【議事要旨】

① 長期増分費用方式に基づく接続料の平成25年度以降の算定の在り方について

- 事務局から報告書骨子(案)の説明が行われた後、討議が行われた。

### 【主な発言等】

東海主査：これまで、論点整理を2回行った結果、それぞれの検討課題についての方向性がある程度明確になった。そのため、私から事務局にお願いをして、できる限り詳細な内容を盛り込み、報告書の様式を意識した報告書骨子(案)を準備してもらった。また、特にご議論いただきたい部分には下線を引いており、文末を「～ではないか」という疑問形としているが、本日も議論いただいた後に、断定的な形にしていきたいと考えている。

酒井主査代理：p.45において、「8か月先予測」と「9か月先予測」で同程度の信頼性が確保できるとしているが、これは信頼性の面からいうと本質的には「8か月先予測」の方が高いのであろうが、試算すると両者に差がなかったということか。「8か月予測」を用いることのデメリットは何かあるのか。

事務局：「9か月予測」の方が実績値は少ないが、ほぼ同程度の精度となっている。どちらを用いるかについて、精度の観点からは大きな差はないものと考えられる。制度の運用面の観点からは「9か月予測」の採用も考えられる。

山下委員：ユニバーサルサービス制度との関係について、き線点 RT-GC 間伝送路コストを接続料に付け替えているのは、付替え当時の諸般の事情によるものではあるが、本来 NTS コストは基本料の費用範囲の中で回収することが原則であることから、今後、き線点 RT-GC 間伝送路コストの扱いを含め、補填対象額の算定方法についても検討を行うことが適当とする本骨子（案）の内容に賛成である。また、接続料の東西格差について、経年で見ると、東西格差は拡大しているのか。

事務局：東西格差は概ね 20%～30%の間で推移しており、必ずしも拡大しているという傾向ではない。参考資料 1 の p. 35 に、平成 20 年度から 5 年間の経年変化を示しているが、年度によって変化があるものの、概ね 20%台後半で推移している。近年、20%を超える大きな格差が継続しているといえる。

山下委員：NGN 接続料であれば東西格差はなくなるのか。

事務局：NGN 接続料は東西別に算定されており、東西で接続料に差が生じている。

山下委員：NGN 接続料でも、西日本の方が高くなっているのか。

事務局：NGN 接続料の場合、設備投資の展開が東日本の方が早いため、東西それぞれにおいて投資が多い年度、少ない年度で接続料に差が出るが、まだはっきりとした傾向は見られない。参考資料 1 の p. 17 に、NGN 接続料について平成 21 年度から 4 年間の推移を示しているが、東日本より西日本の接続料が高い年度もあれば、その逆の場合もある。

東海主査：NTS コストについて、本来ならば全て基本料の費用範囲内で回収すべきであるが、これまでの色々な経緯で、き線点 RT-GC 間伝送路コストのみ接続料に付け替えられている。これは、ユニバーサルサービス制度との関係で調整がなされてきた結果であり、現時点ではやむを得ないものと考えられる。

佐藤委員：東西別接続料について、実際費用では東西でどれだけ差があるのか。

NTT 西日本は、コストに比して低い接続料を課されているということか。

事務局：実際費用においてもある程度の東西格差があるものと考えられるが、東西均一接続料の採用に併せて、NTT 東日本から NTT 西日本に対し、年に 1 回、東西の差額分を交付する制度がある。

佐藤委員：NTT 東西にとっては、東西別接続料、東西均一接続料のどちらにしても損益はなく、あとはマーケットとユーザに対する影響を考えればよいということか。

事務局：具体的には、合同ヒアリングにおいても意見が述べられていたように、西日本エリアでのみ事業展開している事業者への影響等が考えられる。

佐藤委員：東西別接続料の設定については、喫緊の問題ではないものと考えら

れる。ただし、NTT を分割する際には、それぞれのコストで、それぞれのユーザに、それぞれの料金を設定するという議論になっていた以上、原則は東西別接続料のほずであり、どこかでもう一度頭の整理が必要になるだろう。

酒井主査代理：東西格差については昔から議論がなされ、接続政策委員会としても、原則としては東西別接続料とすべきとしてきたところであるが、様々な状況にも鑑みて、東西均一接続料を採用することとしてきた経緯がある。

佐藤委員：PSTN から NGN に移行した後など、次の時代の議論になった際には、併せて議論しなくてはならない課題であると考えている。

東海主査：IP 化の進展に伴い、そのような議論も必要になってくると考える。

なお、第 5 章のタイトルが「接続料における東西格差」となっているが、東西均一接続料や東西別接続料の扱いについて検討していることから、表現を適正化すべきではないか。

事務局：適切な表現となるよう修正をさせていただきたい。

相田委員：報告書のタイトルが「長期増分費用方式に基づく接続料の平成 25 年度以降の算定の在り方」になっているのに対して、第 2 章の本文中では、平成 25 年度以降の接続料算定方式として長期増分費用方式を用いることが適当となっているが、ここでいう「接続料算定方式」が、どの接続料の算定方式を示すのか不明確であるため、接続料算定の対象となる機能等を用いて用語を定義し、例えば「平成 25 年度以降の PSTN 接続料の算定方式として」等としてはどうか。

関口委員：例えば「PSTN 接続料」という表現を使うと、ドライカップ接続料等についても含まれる表現になってしまうことに留意が必要ではないか。

相田委員：p. 16 にある「加入者交換機能や中継交換機能等に係る接続料算定」というような表現を使うことが無難ではないか。

東海主査：諮問の名称を変えることはできないが、内容の部分では、これまでの議論の趣旨を踏まえて、より明確になるよう修正していただきたい。

事務局：対象となる機能等を省略している部分については、できる限り誤解を招かない表記に修正させていただきたい。

藤原委員：p. 52 の適用期間について、「適用期間内に算定方式の前提としている事項が大きく変化することが明確になった場合には、今後の環境変化に適切に対応した接続料算定の在り方について、速やかな見直しに向けた検討を行うことが適当ではないか」とあるが、ここでいう「接続料算定の在り方について」が、これまでのモデル見直しや今回の補正のような措置を想定しているのであれば、書きぶりが若干大袈裟ではないか。「今後の環境変化に適切に

対応するよう、速やかな見直し・・・」程度の記載でよいのではないか。

佐藤委員：前回の委員会では、適用期間を3年とすると不確実性が高まるため、予想できないような変化に対処できるような記載が必要ではないかとの議論があった。3年目の試算結果にはどうしても不確実性が伴うので、P.27のGC接続料の推計値（図表13）を超えるような予想外の変化が生じれば、適用期間内であっても見直しを検討すべきではないか。

森川委員：この「接続料算定の在り方」という記載には、次期モデルの検討まで含まれるものと考えられるのではないか。

佐藤委員：次期モデルの検討を念頭に置きつつも、接続料が予想可能な範囲を超えるようであれば何らかの手段を講じるという主旨の記載と考えることが適当ではないか。

森川委員：これまでの適用期間の2年間または3年間というのは、接続料規則に明記されているのか。

事務局：長期増分費用方式は電気通信事業法第三十三条第五項に規定されおり、接続料規則第五条において長期増分費用方式を用いて算定する機能が定められている。適用期間に関しては、接続料規則の附則において、例えば平成25年3月31日までの間は、東西均一接続料を適用すること、前年度下期と当年度上期を通年化した通信量を用いることなどについて規定されており、これらの期間は答申を踏まえて改正を行ってきている。

東海主査：前回の答申では適用期間は2年間とされているが、前回との大きな違いとして、今回はマイグレーションを踏まえた補正という工夫を導入することが挙げられる。第7章の「おわりに」において、原案では「PSTNからIP網への移行の進展を考慮した補正を導入することが適当であるとしたが」との記載があり、今回導入する補正について簡単に記述されているが、今回の補正措置は報告書骨子案の主要事項であることから、この部分の記述を充実させるべきではないか。

事務局：今回導入することとされたIP網への移行の進展を踏まえた補正について、ご指摘のとおり記述を修正したい。

関口委員：今回の補正措置の激変緩和措置について、3年間で段階補正を行うということ、適用期間について記述している第6章より以前に記載してもよいのだろうか。例えば、第2章では激変緩和措置を盛り込むことのみを記載し、第6章の適用期間の記述の後に、激変緩和措置も3年間とするといった旨を記載してみてもどうか。

和久井委員：第2章での記載を「適用期間に合わせて段階的に補正」とし、「例えば3年間とした場合は」と繋いでみてはどうか。

佐藤委員：「例えば、3年間で段階的に補正」という記載もありうると思う。

藤原委員：適用期間と補正の激変緩和措置の期間とは、どのような関係にあるのか。P. 27の図表13について、3年間で激変緩和措置を行った場合の接続料の試算結果が示されているが、激変緩和措置を2年間とした場合の試算結果も併せて示し、比較した上で3年間とすべき、という検討を記載することが分かりやすいのではないか。

酒井主査代理：改良モデルの適用期間と補正の激変緩和措置の期間を、必ずしも同じにしなければならないということではないのではないか。例えば、2年後に大きな環境変化が生じて、仮に適用期間が2年間となったとしても、それが分かるのは2年後であり、3年間で段階的に補正することとした場合、3年目の3分の1について措置しないということにはならないと考える。そのため、補正の激変緩和措置の期間は、改良モデルの適用期間とは切り離して3年間とすべきではないか。

事務局：現行案では、モデルの適用期間を踏まえて、激変緩和措置の期間を3年間とする記載となっているが、き線点 RT-GC 間伝送路コストの段階的付替えの事例のように、激変緩和措置の途中でモデルを見直すことも可能であると考えられる。

相田委員：制度を頻繁に変更することは、安定性の観点から望ましくないのではないか。適用期間については、基本的には3年間であり、例外的に環境変化に応じて2年間とすることでよいのではないか。今回は補正措置を導入することもあり、基本的な3年間とすることが適当ではないか。

東海主査：前回モデルの適用期間を2年とした経緯としては、NTT東西の概括的展望の発表前であり、IP網への移行の行程が明確になっていなかったという事情があった。今回は概括的展望の公表等を受け、IP化の流れを踏まえた補正措置を導入することもあり、適用期間を3年間として穏やかに効果を発揮させることが適当ではないか。

森川委員：次期モデルの検討にある程度時間がかかるということも、適用期間を3年間とする理由の1つであると考えられる。

相田委員：アクセス回線についても、NTT東西から詳細な計画が示される必要があることから、IP-LRICモデルの検討等にも時間がかかるのではないか。

関口委員：補正の激変緩和措置に係る期間については、改良モデルの適用期間の3年間とは独立させて3年間とするのがよいのではないか。例えば、「具体的には、後述の改良モデルを用いた算定方式の適用期間に合わせて」の部分を削除してもよいのではないか。

相田委員：そうすると、激変緩和措置の期間について何年が適当かの議論が必

要になる。例えば、複数の期間についての試算結果を比較して、3年間で最も適当であるなどといった記述が必要になるのではないか。

和久井委員：適用期間を3年間から2年間に変更する可能性はどの程度あるのか。また、そのような変更を行うべきなのか。制度の安定性の観点からも、例外を認める場合には慎重に判断する必要があるではないか。相当程度大きな変化がなければ、途中で期間を変更することは適切ではないのではないか。

東海主査：今回導入する新たな補正措置により、ある程度の効果があると考えられるため、適用期間は3年間で想定した流れで表現すべきであろう。

藤原委員：試算が困難であればやむを得ないが、激変緩和措置に係る期間を2年間や4年間とした場合のGC接続料に係る推計値を示した上で、それらを併せて検討した結果、3年間で適当という整理が分かりやすいのではないか。

酒井主査代理：モデルの適用期間と激変緩和措置の期間は、別に考えるということでは構わないのではないか。激変緩和措置は、補正結果をソフトランディングさせる方法として意味があるため、激変緩和措置の効果について議論が必要ではないか。

関口委員：激変緩和措置の期間について議論をする場合、やはり、改良モデルの適用期間が2年なら2年、3年なら3年という提案になるのではないか。

相田委員：過去のNTSコストの付替えは5年間で実施している。過去の事例に則れば、激変緩和措置は5年間で行うことが適当であるが、今回は、一般的なモデル適用期間である3年間に合わせる、という考え方でもよいのではないか。また、大きな環境変化が生じれば、適用期間を変更できる余地も残すことが必要ではないか。

藤原委員：激変緩和措置の期間は、モデルの適用期間に合わせて3年間とするという説明の方が、説得力があるのではないか。

佐藤委員：現在の接続料は5円台だが、NTSコストであるき線点RT-GC間伝送路コストを除くと4円台程度となり、本来であれば接続料はもっと低廉化される。次期に係る検討も早めに進める必要がある。また、接続料が市場やユーザに与える影響について、データがないため検証ができない。事業者ごとのトラヒックや接続料水準の影響等について、NTT東西にはぜひ積極的に情報を提供していただきたい。

東海主査：前回、適用期間を2年間としたのは、NTT東西の概括的展望が発表されておらず、必要な情報が得られなかったことから、短い期間としたもの。今回は、マイグレーションの進展を踏まえた工夫を行っており、これまでの委員会での検討において一定程度議論を整理できたものと考えられることから、適用期間は3年間とすることが適当と考える。

相田委員：第二次モデルの適用期間を2年間としたのはなぜか。

事務局：第一次モデルを構築した際、検討時間の関係等から、いくつか重要なロジックが完成していなかったため、第二次モデルで検討すべき事項を詳細に明示した上で、暫定的に第一次モデルが取りまとめられた。第二次モデルは、第一次モデルにおいて未完成だった部分を補い、一部は内容を刷新し、精緻なモデルとして構築されたものである。そのため、第二次モデルの適用期間は短くなったものと考えられる。

相田委員：IP 網への移行については、NTT 東西から概括的展望が発表されてある程度目途がついたが、アクセス網の計画については情報が足りない。第7章には、PSTN から IP 網への移行スケジュール等の詳細について、NTT 東西から、適時適切なタイミングで更なる情報開示が行われることが望まれる、との記載があるが、コア網だけでなく、アクセス回線に係る移行スケジュールについても情報開示が必要である。

東海主査：本日の議論を踏まえ、当方と事務局で、当委員会の報告書案を整理させていただきたい。次回は、報告書案の検討を行う予定である。

以上